

ヘルプマークの更なる普及推進を求める意見書

義足や人工関節の使用者、内部障害や難病又は妊娠初期の者など外見からは容易に判断ができないハンディのある者が、周囲の者に援助や配慮が必要であることを知らせるヘルプマーク及びそのマークを記したヘルプカードについては、平成24年に作成・配布を開始した東京都を始め、導入を検討・開始している自治体が増えている。

特に昨年7月に、ヘルプマークが日本工業規格（JIS）の案内用図記号として、国としての統一的な規格となってからは、その流れが全国へと広がっている。

このヘルプマーク及びヘルプカードについては、援助や配慮を必要とする者が所持していることはもとより、周囲でそのマークを見た者が理解していないと意味を持たないため、今後は、その意味を広く国民全体に周知し、思いやりのある行動を更に進めていくことが重要となる。

しかしながら、国民全体における認知度はいまだ低い状況にあり、また、公共交通機関への導入などの課題も浮彫りになってきているところである。

よって、国におかれでは、心のバリアフリーに資するヘルプマーク及びヘルプカードの更なる普及推進を図るため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 心のバリアフリー推進事業など、自治体が行うヘルプマーク及びヘルプカードの普及や理解促進に関する取組に対しての財政的な支援を一層充実させること。
- 2 関係省庁のホームページや公共広告の活用など、国民への更なる情報提供や理解促進を図ること。
- 3 鉄道など自治体の区域を越境している公共交通機関では、ヘルプマークの導入について自治体間の連携が難しい状況にあるため、円滑な導入が図られるよう指針を示すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月21日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣 宛て
財務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣